

○西南コミュニティーセンター管理運営規則

2007（平成19）年1月30日
制定

（趣旨）

第1条 この規則は、西南コミュニティーセンター規程（2006（平成18）年12月5日）第9条に基づき、西南コミュニティーセンター（以下「センター」という。）の利用及び管理運営について定めるものとする。

（休館日）

第2条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、センター長が認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) キリスト降誕祭（12月25日）
- (3) 年末年始の休日（12月28日から1月5日まで）

（開館時間）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、センター長が許可する共用設備の利用は、午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めるときは、当該時間を変更することができる。

（共用設備の利用）

第4条 センターの共用設備は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ホール
- (2) 控室・練習室
- (3) 茶室（和室）
- (4) 多目的室
- (5) 会議室
- (6) プロジェクトルーム
- (7) 展示スペース

2 共用設備を利用する場合は、所定の利用願を社会連携課に提出しなければならない。

3 前項の利用願の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 西南学院大学（以下「大学」という。）の学生及び教職員 使用日の6か月前から10日前まで
- (2) その他 使用日の3か月前から10日前まで

4 利用を希望する場合は、利用者の中から利用責任者を定めなければならない。この場合において、利用責任者は、利用全般において責任を負うものとする。

5 利用責任者は、利用願の記載内容に変更が生じた場合、ただちに社会連携課へ届け出るものとする。

（利用許可範囲）

第5条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合、センター長の許可を得て、共用設備を利用することができる。

- (1) 大学（学部等を含む）が主催又は共催する行事
- (2) 大学教職員が主催する行事
- (3) 大学学生団体が主催する行事
- (4) 大学同窓会又は同窓生で構成する団体が主催する行事
- (5) 地域住民が主催する行事
- (6) その他、特にセンター長が許可する行事

（利用許可の制限）

第6条 センター長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると判断した場合は、利用を許可しない。

- (1) 大学の名誉又は信用を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物又は備品等を破壊するおそれがあるとき。
- (4) その他、センター規程第2条に定める目的に合致しないおそれがあるとき。

(利用料)

第7条 利用料は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、利用料を免除する。ただし、入場料を徴収する場合は、この限りではない。

- (1) 大学（学部等を含む）が主催、共催又は後援する行事
- (2) 大学教職員が会場責任者となる学会
- (3) 大学学生団体が主催し、かつ、センター長が特に許可する行事
- (4) その他、特にセンター長が許可する行事

(利用許可の取消又は中止)

第8条 センター長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その利用許可を取り消し又は利用を中止させることがある。

- (1) 虚偽の申込が判明したとき。
- (2) 所管部署の指示に従わなかったとき。
- (3) その他、センター長が管理上支障があると認めたとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、建物、付帯設備、備品等を汚損、毀損又は紛失した場合、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

(所管部署)

第11条 この規則に関する事務は、社会連携課の所管とする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、センター運営委員会及び部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2010（平成22）年1月26日から施行し、2009（平成21）年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

		ホール		控室・練習室 (1室)		茶室(和室)		多目的室 (1室)		会議室	
		平日	土・祭日	平日	土・祭日	平日	土・祭日	平日	土・祭日	平日	土・祭日
大学教職員・大学学生団体が主催する行事	1時間 当たり					1,000円	1,500円	300円	450円	800円	1,200円
	9:00 12:00	2,000円	3,000円	200円	300円						
	12:00 15:00	5,000円	7,500円	500円	750円						
	15:00 18:00	7,000円	10,500円	700円	1,050円						
	18:00 21:00	10,000円	15,000円	1,000円	1,500円						
大学同窓会又は同窓生で構成する団体が主催する行事	1時間 当たり					1,500円	2,250円	400円	600円	1,200円	1,800円
	9:00 12:00	3,000円	4,500円	300円	450円						
	12:00 15:00	8,000円	12,000円	800円	1,200円						
	15:00 18:00	10,000円	15,000円	1,000円	1,500円						
	18:00 21:00	15,000円	22,500円	1,500円	2,250円						
地域住民が主催する行事 その他、センター長が許可する行事	1時間 当たり					2,000円	3,000円	500円	750円	1,500円	2,250円
	9:00 12:00	5,000円	7,500円	500円	750円						
	12:00 15:00	10,000円	15,000円	1,000円	1,500円						
	15:00 18:00	15,000円	22,500円	1,500円	2,250円						
	18:00 21:00	20,000円	30,000円	2,000円	3,000円						

1 グランドピアノ使用の場合は、別途10,000円を追加する。

2 5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料は、上記金額の倍額とする。